

雇用促進税制

～従業員を雇えば1人につき40万円の税額控除～

- 事前の届出が必要
- 所得拡大促進税制との併用が可能
※別途調整計算が必要



雇用促進税制

～従業員を雇えば1人につき税額控除を受けられる～

青色申告書を提出する法人が4つの要件を満たした上で、無期雇用かつフルタイムの従業員を増加させた場合に、増加数1人当たり最大40万円の税額控除を受けることができます。

(雇用促進税制の要件)

①適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
例、人員整理、事業の休廃止等による解雇や事業主の勧奨等による任意退職

②適用年度に雇用者の数を2人以上、かつ、10%以上増加させていること

③適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること
(比較給与等支給額の計算式と計算例)

$$\begin{aligned} & \text{前事業年度の給与等支給額} \\ & + \text{前事業年度の給与等支給額} \times \text{雇用促進割合(増加分の\%)} \\ & \times 30\% \\ & = \text{比較給与等支給額} \end{aligned}$$

例)

・前事業年度の給与等支給額:5000万円

・雇用促進割合が20%

$$5000\text{万円} + 5000\text{万円} \times 20\% \times 30\% = 5300\text{万円}$$

④風俗営業等を営む事業主ではないこと

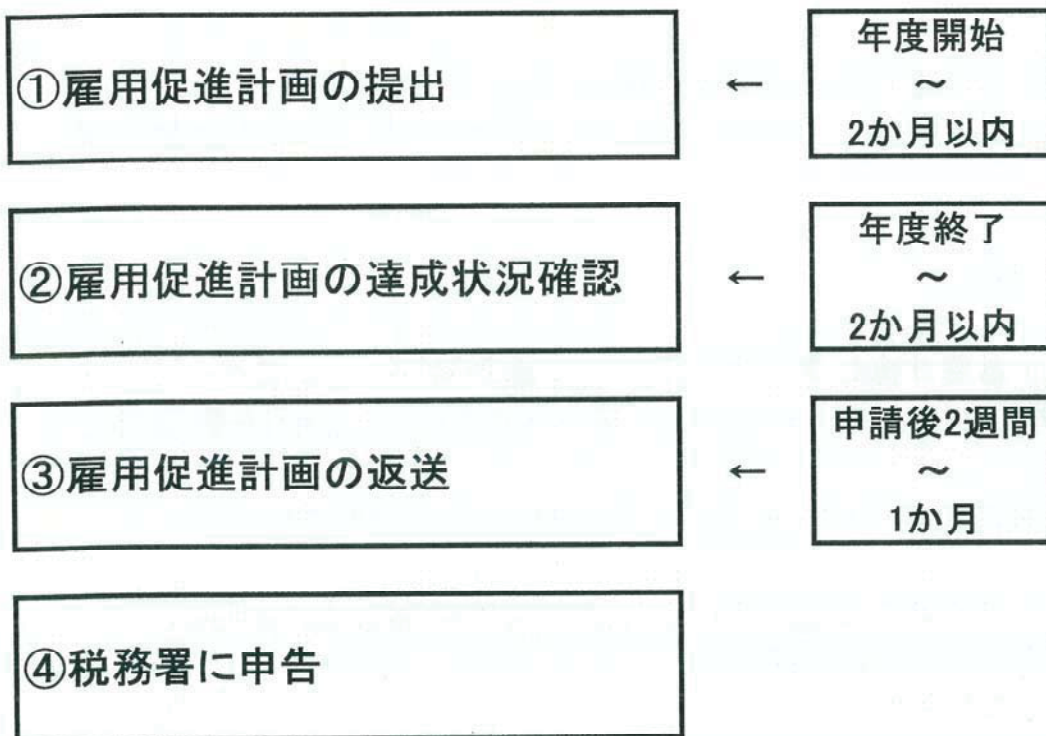
(適用期間)

平成30年3月31日までに開始する事業年度が対象になります。

※個人事業主の場合

平成29年1月1日から平成30年12月31日までが対象になります。

(申告までの流れ)



①②④は事業主が行う

②③はハローワークが行う